

こんなに突然!? 年金事務所の調査

今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、専主 伝法院 千里

年金事務所から通知が届いたアルパカファーム。訪問調査がある！何かまずいことでもしたのか。突然の調査に不安がよぎり、あたふたしはじめた藤田社長だったが……。

千代 社長、年金事務所から封筒が届いていましたよ。机の上に置いておきました。

藤田 ありがとう。どれどれ。「この度、貴事業所につきましては、社会保険事務（被保険者資格・報酬等）についての総合的な調査を実施のため、ご訪問させていただくこととなりました」。こ、これは……。千代ちゃん、大変だ！

千代 どうしたんですか？
藤田 年金事務所が調査に来るみたいなんだ。悪いことをしてしまったのかな!? そんな覚えはないんだけど……。

伝法院 藤田社長、落ち着いてください。

藤田 伝法院先生！ いやいや、落ち着かないですよ。まさか、うちみたいに小さな農業法人に調査が来るなんて、思ってもみなかったものすから。

伝法院 調査は来るものですからね。確かに、最近は厳しくなつたと

いう声もよく聞かれます。でも、そんなに慌てないで大丈夫ですよ。冷静に準備を進めて、対処していきましょう。

藤田 でも、こんなにいきなり私たちの事務所まで来るなんて。

伝法院 前触れがあるわけではないし、周りが決まっているわけでもないですからね。以前は、年金事務所内で行なわれることが多かったんですが、最近では法人の事業所で調査することが多いんですよ。

藤田 あ、そうなんですか。何か悪いことをしたからわざわざ私たちの事務所まで来るのかと思っていました。ほら、ドラマとかでドシドシ押し寄せてきて棚とかをぐちゃぐちゃにしていくシーンあるじゃないですか。あんなイメージでした。

伝法院 はははっ！ 大丈夫です、そんなことはないですよ。きっとそれは刑事モノか何かのドラマの影響ですね。年金事務所の調査は、書類

などを整理して備えておけば怖がらなくて大丈夫ですよ。

藤田 なんだ、そうなんですね。それはよかったですよ。一安心です。伝法院 とはいえ、書類の準備など、やることはたくさんありますので、気を抜いてはダメですよ。農作業もはじまる時期なので忙しいとは思いますが、まずは書類整理に集中する日程を決めるところから始めましょう。

■年金事務所からの調査通知例

通知内容には「調査日時」「調査会場」とともに左記のような書類準備の指示があります。調査の対象となるのは正社員だけでなく、社会保険未加入者を含む全役職員。

- ご用意いただく書類（2年間分）
- ①労働者名簿・雇用契約書
- ②源泉所得税領収書（法人の場合）
- ③賃金台帳
- ④出勤簿またはタイムカード（賃金台帳等）出勤日数・勤務時間の記載がある場合は省略可）等

今回の執筆者

矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー／
行政書士／
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

▶ 年金事務所はどこに目をつけるのか ◀

窓口調査 2つの視点

年金事務所はどんな調査をするのでしょうか。主な視点は「社会保険への加入漏れ」と「月額変更届の提出漏れ」、この2点です。

①パート等の未加入者

本来、社会保険の加入をしなければならない従業員が、加入漏れを起こしていないかを調査します。

まずは「源泉所得税を徴収している人数」と「社会保険加入者数」を比較。そのため、持参書類には大抵「源泉所得税領収証書」が含まれています。この領収証書には源泉所得税を納めた金額とその人数が記載されていますので、この記載人数と社会保険に加入している人数を比較すれば、原則としてその差数が社会保険に加入していない人数ということになります。

調査では、この未加入者についての出勤簿や賃金台帳について確認が行なわれ、社会保険に加入しなければならない人か否かについて検証されます。この検証基準は、当該事業所の通常の従業員（主にフルタイム従業員）と比較して「1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が4分の3以上」（4分の3要件）のパート等従業員であれば社会保険の加入対象と判断されます。

②月額変更届の提出漏れ

基本給などの固定的賃金の変動が、標準報酬等級と2等級以上の差があった月が3カ月連続した場合、年金事務所（および健保組合等）に「月額変更届」を提出しなければなりません。この届出をすることにより、変動のあった月の4カ月後に、社会保険料額の改定が行なわれます。

しかし、この届出が漏れてしまっていることが多いため、年金事務所の調査の的にされています。この調査で届出漏れが判明した場合、変更すべき月に遡って標準報酬月額が改定されますので、昇給時の場合は保険料差額不足分を従業員から徴収する等の調整作業が発生します。

指導を受けたら最大2年間の遡及加入！

年金事務所による調査で「社会保険における加入漏れ」や「月額変更届の提出漏れ」が発覚した場合、現在最大2年間の遡及が発生します。

常勤従業員の所定労働時間が1日8時間／月160時間の場合、1週間の所定労働時間と1カ月の所定労働日数が4分の3（1日6時間、月120時間）以上のパート等従業員を加入させなければなりません。そして、加入日は2カ月連続で4分の3要件を超えて働いている月に遡り加入させることとなります。

①遡及加入は大きな負担！

例えば、通勤交通費を含む標準報酬月額が15万円の従業員で考えてみましょう。1カ月あたり厚生年金保険料として、本人と事業主折半で1万3,725円ずつ。これを最大2年間遡った場合、事業主側には1万3,725円×24カ月＝32万9,400円と大きな負担が発生します。

健康保険料は加入組合や都道府県によって異なりますが、折半額を8,000円とすると24カ月分で19万2,000円。厚生年金と健康保険を合わせると50万円を超えることとなります。

遡及加入の指導が従業員1人だけに留まれば、まだ支払いは可能かもしれません。しかし、同様の働き方の従業員が3名であれば約150万円、5名であれば約250万円、と一時的に多大な保険料の支払いが発生することになります。しかも、給与額が高い従業員がいれば、そのぶん社会保険料も高くなり、事業主の負担はさらに増えることとなります。

月々適正に社会保険加入を進めていくことが重要であると言われる所以です。

②医療保険料の精算

遡及加入をする場合、国民健康保険にて医療機関に掛かった費用を一度立て替える必要が出てきます。一時的とはいえ、扶養家族もいらした場合には本人とその家族の医療費を一度全額負担し、健康保険の切り替え後に精算する流れです。従業員本人が医療機関に掛かった際の保険料ではありませんが、本人による保険料の精算が難しいとなると、事業主側で一度代わりに負担をするなどの対応が必要となります。

2020年に入り労働局の調査、ハローワーク経由の会計検査院の調査、と年金事務所以外の調査対応についての相談も増えてきています。働き方改革法案が施行され、事業主の労務管理責任が増している今、一度適正に保険加入できているか、確認してみてください。